

資金不足比率の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、資金不足比率を算定し、監査を受け、議会に報告するとともに市民の皆様に公表することが義務づけられました。

令和5年度

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率
病院事業会計	—

※病院事業に資金不足は生じておりません。